

令和6年度 市・道民税申告の説明書

☆文中で使用される「前年中」「前年」とは、令和5年1月1日から12月31日までの期間をいいます。

令和6年度 市・道民税の申告期限は

令和6年3月15日（金）です

☆郵送での申告にご協力ください

会場での申告受付は混雑が予想されるため、郵送での申告を推奨しています。

※郵送で申告される場合は、裏面「－郵送で申告される場合－」をご確認ください。

☆申告しなければ不利になる場合があります

1. 申告が遅くなるにつれ、1年分の市・道民税をまとめて納付しなければならなくなり、1回あたりの納付額が大きくなります。
2. 申告がない場合は、市営・道営住宅入居、老齢年金、児童扶養手当、保育園、就学援助、融資などに必要な所得証明（課税・非課税）が発行できません。
3. 国民健康保険料等の決定や各種給付措置が遅くなる場合があります。

☆確定申告不要制度対象の方の申告について

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつその他の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は要しなくなっておりますが、所得税の還付を受けるための確定申告は行うことができます。

また、所得税が還付にならない方でも、市・道民税申告をすることで医療費や生命保険料等の控除を受けることができます。（申告をしなければ市・道民税が高く算定される可能性がありますのでご注意ください。）

☆上場株式等に係る配当等の市・道民税の課税方式が統一されます

令和4年度税制改正により、令和6年度の市・道民税（令和5年分の所得税の確定申告）から上場株式等に係る配当等の市・道民税の課税方式が所得税と統一されることになりました。この改正により、所得税と市・道民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

1. 申告をしなければならない方

令和6年1月1日現在、釧路市に住民登録していた方で次にあてはまる方です。

- | | |
|--|---|
| (1) 所得（課税）証明書が必要な方 | (3) 雑損控除や医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料控除を受けようとする方。 |
| (2) 給与所得者で、
イ 給与収入のみで勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が市に提出されていない方
ロ 給与所得以外の所得があった方。 | (4) 雑損失などの繰越控除を受けようとする方。
(5) 寄附金税額控除を受けようとする方。 |

2. 申告をしなくてもよい方

- (1) 税務署に所得税の確定申告をした方、又はする方。
- (2) 前年中に収入のなかった方。
- (3) 公的年金収入のみで、医療費控除や扶養控除など追加する控除がない方
- (4) ふるさと納税をされた方で、ワンストップ特例制度をご利用の方。

※医療費控除など、他に申告する控除がある方はワンストップ特例制度の適用とならず、申告が必要となります。

3. 申告に必要なもの

○申告者全員が必要なもの

- 市・道民税申告書 ※押印不要です
- 個人番号（マイナンバー）カード ※個人番号カードをお持ちでない方は、次の2点が必要となります。
 - 通知カードなどの番号確認ができる書類
 - 運転免許証・健康保険証などの身分証明ができる書類

○給与収入があった方

- 源泉徴収票（又は給与明細書）※勤務先が複数ある場合はその全て

○公的年金収入があった方

- 源泉徴収票 ※複数の支払者から年金を受給している場合はその全て

○給与、年金以外に収入があった方

- 収入、経費が明らかになる証明書や領収書

○控除の申告をしたい方

- 各種保険料（国民健康、後期高齢者医療、介護、国民年金、任意継続、その他の社会保険料）について納付額が分かる証明書や領収書 ※領収印が令和5年中のもの
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（障がい福祉課発行）
- 寄附金の受領証明書又は領収書 ※振込日時が令和5年中のもの
- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
 - ※明細書の内容を満たしている場合は所定の様式以外でも申告可能です。
 - ※セルフメディケーション税制を申告する場合は特定医薬品の明細書のほかに、人間ドックやインフルエンザ予防接種などの「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」が必要となります。
- 上記以外の控除に関する証明書など

－ 郵送で申告される場合 －

- ・上記「申告に必要なもの」のうち、該当する書類またはそのコピーを同封してください。
 - ※医療費控除及びセルフメディケーション税制の申告をする場合は、領収書ではなく明細書を添付してください。
- ・お電話にて申告書の内容を確認させていただく場合がありますので、必ず連絡のつく電話番号を記入してください。
- ・郵送された申告書の添付書類について返送を希望される場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

4. 問い合わせ先

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ・釧路市役所市民税課市民税担当 | ・阿寒町行政センター市民課市民サービス担当 |
| 【代表電話】0154（23）5151 | 【直通電話】0154（66）2210 |
| 【内線番号】3141～3143 | ・音別町行政センター市民課市民サービス担当 |
| 【直通電話】0154（31）4514 | 【代表電話】01547（6）2231 |

※土日・祝日を除く午前9時～午後5時まで

郵送申告者用宛名

切り取って郵送用封筒に貼り付けてください。

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所市民税課市民税担当 行